平成２５年（フ）第１１４２３号
神奈川県藤沢市大庭5138―７
債務者　山崎奈美乃（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４３５号
東京都世田谷区桜２丁目20―６―103
債務者　武澤　好美
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４３６号
東京都江戸川区北葛西２丁目14―26
債務者　鈴木　貴洋
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４３７号
東京都世田谷区下馬２丁目34―15―402
債務者　長塚　和三
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４３８号
千葉県千葉市緑区下大和田町828―１
債務者　栗原　承子
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４４１号
東京都墨田区太平３丁目18―11―203
債務者　小沼　元輝
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４５２号
神奈川県相模原市緑区二本松２丁目８―11
債務者　森井みのり
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４５３号
東京都台東区三ノ輪２丁目15―８―705
債務者　村山　健一
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４５４号
東京都昭島市松原町５丁目４―35　エステートサンヒルⅠ302
債務者　福永　真希
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７３９号
横浜市西区東ケ丘12番地　グリーン岡田２―Ａ号
債務者　松宮　悦子
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２６号
岡山市中区湊1351番地11ミニヨン湊201
債務者　藤本　勝也
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８７０号
横浜市保土ケ谷区岩崎町37番３―403号
債務者　渡邉　晴子
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３５１号
東京都江東区北砂５丁目20―４―1413
債務者　佐々木　忠
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０５号
静岡県浜松市東区大蒲町79番地の８　六軒コーポ101号
債務者　横山　和子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２８０号
福井市高木中央１丁目1717番地
破産者　株式会社ティ・エス・ユー商事
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
福井市学園２丁目11番６号
破産者　株式会社冨田自動車
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係